平成２７年度「京都府名誉友好大使」募集要項

～京都とあなたの出身国・地域の「かけ橋」として活動してみませんか？～

京都府では、京都府内の短期大学、大学及び大学院（以下「大学等」という。）に在籍する外国人留学生の中から、京都府と世界各地域との相互理解の促進や京都府の国際化の推進等に寄与しようという意欲があり、「京都府名誉友好大使」に相応しい留学生を次のとおり募集します。

1　「京都府名誉友好大使」に応募できる方

「京都府名誉友好大使」（以下「大使」という。）に応募できる方は、平成２７年度応募時において、要件(1)のいずれかに該当する外国人留学生*1のうち、京都府内の大学等で、京都府内に学舎を置く学部・大学院等の正規課程*2在籍者であって、要件(2)のすべてに該当する方とします。

> 要件(1)　次のいずれかに該当する正規課程在籍者であること
>
> ①　大学院に学生として在籍する者　　②　大学の学部に学生として在籍する者
> ③　短期大学に学生として在籍する者

> 要件(2)　次のすべてに該当する者
>
> ①　京都府と世界各地域との相互理解の促進と京都府の国際化推進等に寄与しようという強い意欲のある者
> ②　日本語に堪能で、かつ、学業成績優秀な者
> ③　留学期間終了後においても京都府との交流促進に寄与しようという強い意欲のある者

＊１　この要項において、「外国人留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第１に定める「留学」という在留資格により、京都府内に設置されている大学等において教育を受ける外国人学生をいいます。
＊２　「正規課程」在籍者には、研究生、研修生、別科生、聴講生等は含まれません。

2　大使の役割及び大使への奨励金等の支給等

(1)　大使の役割

大使には、京都府への理解促進に努めるとともに、京都府の国際化推進のための事業への協力をしていただきます。（別添活動事例もご覧ください）

- 京都府や市町村、民間団体等が実施する国際化推進事業への協力（母国紹介、意見交換等）
- 京都府政への参画・提案
- 生活相談など留学生相互支援事業への協力
- 大使の企画による自主的な交流活動のプログラム
- 大使レポートの提出、府政概要研修会への参加
  ※　日程調整や打合せ等のため京都府庁へ来庁していただくこともあります。
  ※　留学期間終了後も、京都府の紹介や大使レポート提出等の活動を行っていただきます。

(2)　奨励金等の支給

①研修奨励金の支給（３万円、１年目のみ支給）

大使には、京都府について理解を深めるための研修経費として、**３万円**を、任命後別途定める日に支給します。
（研修奨励金は、京都府の観光名所を見学したり、京都府の歴史書を購入するなど、京都府をよく知るための研修経費として使ってください。）

②基本奨励金の支給（３万円、最長２年間支給）

大使には、大使活動に要する経費として、**３万円**を、別途定める日に支給します。
（基本奨励金は、資料作成費用や材料購入費、楽器などの運送代、民族衣装のクリーニング代など、大使活動に必要な経費として使ってください。）
※基本奨励金は、(3)に挙げる事項に該当する場合を除き、任命２年目においても支給が可能

③活動謝金

京都府や関係団体等からの依頼により大使活動に参加した場合、原則として活動謝金が支払われます。

(3)　任命の取消

次の各号のいずれかに該当する場合は、大使の任命の取消しや、既に支給した研修奨励金の全部の返納を命じたり、基本奨励金の全部の支給中止又は一部を減額して支給することがあります。

①　大使の学業、素行等の状況が、大使としての適性を欠くと認められるとき
②　２の(1)に規定する大使としての役割を果たしていないと認められるとき
③　申請書又は申告書の記載事項に虚偽のあったとき
④　大学等において懲戒処分を受け又は卒業の見込みがないと認められるとき
⑤　退学、転学、休学、長期欠席、又は在籍のまま海外の大学に留学したとき
⑥　研修状況報告書、活動状況報告書を提出していないとき
⑦　大使から任命の取消しの申し出があり、その理由がやむを得ないと認められるとき

3　任命予定数

１５名以内（予定）

4　応募の手続

(1)　大使の任命を受けようとする者は、京都府名誉友好大使任命申請書（別記第１号様式）に成績証明書又はこれに代わるもの１通を添えて、大学等の指定する期日までに、在籍する大学等の長に提出してください。

なお、既任命の大使又は在籍する大学等の教員から推挙をいただく場合は、別添書式又はこれに準じた書類を添付してください。

(2)　大学等の長は、応募のあった者の中から、大使としてふさわしい留学生を、平成２７年４月１７日（金）（必着）までに京都府に推薦してください。

(3)　(2)の推薦には、京都府名誉友好大使推薦書（別記第２号様式）、京都府名誉友好大使推薦者名簿（別記様式）及び推薦者に係る(1)の書類を提出してください。（別紙「書類作成に当たっての注意事項」を参照願います。）

5　選考及び決定

大学等からの推薦があったときは、京都府国際課職員による第１次審査（面接審査）、別に定める選考委員会による第２次審査（書面審査及び面接審査）により大使を決定し、大学等の長を通じて本人に通知します。

6　任命後の提出書類

(1)　大使は、別途定める日までに「研修状況報告書」（別記第３号様式）を大学等を通じて提出してください。

(2)　大使は、７月、１０月、１月、翌年度４月の各月の１０日までに４半期ごとの「活動状況報告書」（別記第４号様式）を大学等を通じて提出してください。

(3)　大使は、学業を終え離日するときは、大学等を通じて、離日後の住所地又は勤務先を京都府に届け出てください。

(4)　大学等は、毎年４月と10月の各１日現在の「京都府名誉友好大使在籍状況」（別記第５号様式）を各５日までに、研修状況報告書を別途指定する期日までに提出してください。

(5)　大学等は、大使が停学、退学、転学、休学、長期欠席、在籍のまま海外の大学に留学したとき、大使の在留資格に変更があったとき、又は氏名、住所、その他申請書に記載された事項に変更があったとき（軽微な変更の場合を除く。）は、京都府に届け出てください。

（届出先）〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府国際課企画担当　電　話（０７５）４１４－４３１２
ＦＡＸ（０７５）４１４－４３１４

書類作成に当たっての注意事項
（応募される方）

1　「京都府名誉友好大使任命申請書」（別記第１号様式）

▷　申請者自身が記入してください。

▷　「大使としての活動への意欲」について記入する欄には、「何故大使に応募したのか」、「どのような活動をしていきたいか」について、具体的にかつ簡潔に記入してください。（記入欄が足りない場合は、他の用紙（様式自由）に記入して添付してください。）

2　名誉友好大使としての活動について

▷　名誉友好大使としての活動は、様々な分野にわたります。出身地の文化等に関係のある特技等で活動に活かせるものがあれば、記入してください。
（民族舞踊、民族楽器の演奏など）

※　なお、名誉友好大使に任命された場合、特定の分野（得意分野）に特化せず様々な活動をしていただきたいので、予め御承知ください。

京都府名誉友好大使のこれまでの活動事例

※別添の新聞記事も御覧ください。

京都府名誉友好大使は、次のような活動を通じて京都府民の異文化理解や京都府政の推進とともに、自身のステップアップに努めています。京都府名誉友好大使でないと体験できない魅力的な事業に、あなたも参加してみませんか？

1　府・市町村等の国際化諸事業への参加・協力

（1）小中学校、高等学校での国際理解講授業への参加（母国文化紹介）
（2）公民館等における語学教室・料理教室の講師
（3）民間国際交流団体事業への参加、協力　など

2　府の行う研修・視察への出席

京都府政概要研修会への出席（京都府議会の傍聴なども含まれます。）

3　京都府政等への参画、提案

（1）京都府の友好提携州省等との交流事業への参加、協力（通訳等）
（2）震災や新型インフルエンザ発生時等、緊急時の広報協力（翻訳）
（3）海外向けＹｏｕ　Ｔｕｂｅ動画の作成・出演協力
（4）留学生招致ツアーへの参加、協力（企画運営・通訳）
（5）京都留学生クッキングワールドカップへの参加、協力（企画運営）
（6）京都留学生体育祭への参加、協力（企画運営）
（7）「知事と和ぃ和ぃミーティング」における知事との意見交換の実施　　など

4　大使自身の企画による自主活動

（1）語学教室の企画・運営
（2）各国料理教室の企画・運営
（3）その他府民との交流会の企画・運営
など

3（7）知事との意見交換の様子

5　世界各地域での京都府のＰＲ

（1）「京都物産展」（台湾で開催）への協力（通訳・翻訳等）
（2）「ミラノ関西展」（ミラノで開催）への協力（通訳等）
（3）外国テレビ局制作による京都紹介番組への出演　　など

上記は過去に実際にあった事例であり、今後必ずあるものとは限りません。